

WEB を活用したインバウンド誘客推進業務仕様書

1. 件名

WEB を活用したインバウンド誘客推進業務

2. 目的

訪日外国人観光客が旅行計画段階や旅行中に活用している WEB サイト等での情報発信を行うとともに、WEB 広告を活用し、成田の魅力の周知と成田への誘客を図ること、また、広告効果のデータ分析により、今後の観光 PR 事業に有用なデータを収集することを目的とする。

3. ターゲット市場

米国・中国・台湾・韓国・タイ

4. 業務の内容

次に掲げる業務を一体的に行うものとする。

(1) 訪日外国人観光客向け WEB サイト等への記事作成・掲載

現地取材を元に、英語、簡体字、繁体字、韓国語、タイ語にて本市の観光地としての魅力を伝える記事を作成し、訪日外国人観光客向けの WEB サイト等に掲載すること。WEB サイト等へ掲載する記事の中に、成田市観光協会公式サイト FEEL 成田へのリンクを貼ること。

(2) 広告配信業務

① 広告プラットフォーム

ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択し、目的に応じた最適な広告プラットフォームを配信回数の目安とともに提案し、本市と協議の上、決定すること。広告プラットフォームについては、複数利用も可能とする。

② 広告配信

広告の出稿から広告料の支払い等、広告運用に係る全ての作業を行うこと。ランディングページは、

本事業で作成した記事のページとすること。成田市のブランドを毀損する恐れのある不適切なサイトに広告が配信されることがないように対策を行うこと。

③広告素材の作成

WEB 広告を行う際には、使用するバナー等のデザイン及び作成を行うこと。

④広告配信期間

令和6年2月16日（金）～3月15日（金）（予定）

（3）実施状況の報告・分析

随時運用状況についてモニタリングし的確に対応するとともに、必要に応じて進捗状況を市に報告すること。配信業務完了後には、運用により得られた情報の集計・分析をし、今後の改善点や総合的な評価を盛り込んだ報告書を提出すること。

5. 成果品

本業務完了報告書（PDF）

6. 納期限

令和6年3月29日（金）

7. 提出場所

成田市 シティプロモーション部 観光プロモーション課

8. 特記事項

- （1）受注者もしくは第三者の著作権その他権利の対象となっている画像等を使用するときは、受注者はその使用に関する一切の責任を負うものとする。
- （2）成果品に関する著作権は、全て市に帰属するものとする。
- （3）受注者の責めに帰す理由により、納品期限までに本業務を履行できず、損害を生じさせた場合（第三者に及ぼした損害を含む）は、その損害により生じた経費を受注者が負担するものとする。
- （4）業務の実施にあたっては、市と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従い、誠実

に業務を進めるものとする。なお、協議及び打合せは、市又は受注者の求めに応じ実施するものとし、打ち合わせを行う場所は市が指定する。

- (5) 受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し請け負わせてならない。ただし、市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (6) 受注者は、やむをえない事情により本仕様書の変更を必要とする場合、あらかじめ市と協議の上、承認を得ること。
- (7) 業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。業務期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (8) 各種申請等を実施する際、手数料などの負担が生じる場合、当該手数料は受注額に含まれるものとする。
- (9) 本仕様書に記載されていない事項については、市の指示に従うこと。
- (10) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、市と協議すること。